



令和6年度

鎌倉市保育所等の入所申込みのしおり



認可保育所・認定こども園（保育所部分）
家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・
公私連携型保育所



【鎌倉市HP】

お問い合わせ

鎌倉市役所こどもみらい部保育課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

TEL: 0467-61-3894（ダイヤルイン）

MAIL: kodomo@city.kamakura.kanagawa.jp

もくじ

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2	教育・保育給付認定について・・・・・・・・	3
	（1）年齢や利用内容による区分・・・・・・・・	4
	（2）保育の必要量に応じた区分・・・・・・・・	4
	（3）教育・保育給付認定の変更・・・・・・・・	5
3	保育所等の申込みについて	
	（1）保育を必要とする事由（保育所等を利用できる方）	6
	（2）クラス年齢の数え方について	7
	（3）保育所等施設の見学	8
	（4）入所申込みについて	9
	（5）入所申込みに必要な書類について	12
	（6）郵送での申込み	13
	（7）市外在住で鎌倉市内の保育園を希望される方	14
	（8）鎌倉市在住で市外の保育園を希望される方	14
	（9）転園申込みをされる方	15
	（10）出生前申込みをされる方	16
	（11）保育要件が「妊娠・出産」になる方の入所申込みについて	17
	（12）申込み内容を変更、取り下げしたい場合	17
4	利用調整（入所審査）について	
	（1）入所までの流れ	20
	（2）利用調整基準について	21
	（3）入所可否等の結果について	25
5	入所決定後について	
	（1）ならし保育について	27
	（2）入所決定後の書類提出について	27
	（3）入所の辞退について	27
6	その他の保育サービス	
	（1）一時預かり事業	29
	（2）病児・病後児保育事業	30
	（3）休日保育事業	30
7	在園児童の必要手続きについて	
	（1）上のお子さまが保育所等に在園していて、下のお子さまの入所が決定した場合	31
	（2）保育所等に在園していて、産前産後休暇や育児休業を取得する場合	31
8	幼児教育・保育の無償化について	32
9	『かまくらこども相談窓口きらきら』について	33

本案内には、保育所等の入所申込みを行うための手続きや入所決定後の説明、必要書類などの重要な事項を記載しておりますので、申込みを行う際には、このしおりをよく読んで申請してください。なお、既に令和5年度以前の申込みをしている方も、再度申込みが必要です。

また、既に市内の保育所等に入所しており、転園を希望される方については、転園の申込み（P.15 参照）が必要です。令和6年4月の転園申込みについては、令和5年9月中旬に各園からお配りする継続届にてあわせてご案内しています。また、既に入所している保育所等の継続入所を希望される方については、同じく令和5年9月中旬に園から配布される案内に従い、継続届及び必要書類をご提出ください。

なお、入所できる児童数には限りがあるため、ご希望の施設へ入園、転園ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等）（以下「保育所等」という。）の施設を利用したい方は教育・保育給付認定と入所申込み手続きが必要になります。なお、教育・保育給付認定の申込み手続きは入所申込みと兼ねています。そのため、保育所等の入所申込みをしていただければ、その他の手続きは不要です。

入所申込みをされた方には、入所希望月までに「教育・保育支給認定証」を発行します。なお、すでに「支給認定証」または、「教育・保育支給認定証」をお持ちの方は、「支給認定証」を「教育・保育支給認定証」とみなしますので、改めて認定証の送付はいたしません。



(1) 年齢や利用内容による区分

● 1号認定（教育標準時間認定）

お子さまが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合の認定です。

1号認定は各施設へ直接申込みとなります、ご希望の施設にお問い合わせください。

〔利用先・申請先〕 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）

〔問い合わせ先〕 こども支援課（私学助成幼稚園）、保育課（施設型給付幼稚園）

● 2号認定（満3歳以上・保育認定）

お子さまが満3歳以上で、**保育を必要とする事由**に該当し、保育所等での保育を希望する場合

〔利用先〕 保育所、認定こども園（保育所部分）等

〔問い合わせ先〕 保育課

● 3号認定（満3歳未満・保育認定）

お子さまが満3歳未満で、**保育を必要とする事由**に該当し、保育所等での保育を希望する場合

〔利用先〕 保育所、認定こども園（保育所部分）

地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等）

〔問い合わせ先〕 保育課

(2) 保育の必要量に応じた区分

教育・保育給付認定の2号認定または3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、さらに「**保育標準時間**」と「**保育短時間**」に区分されます。

● 保育標準時間認定

「保育標準時間」に認定された方の施設利用可能時間は、11時間です。

● 保育短時間認定

「保育短時間」に認定された方の施設利用可能時間は、8時間です。

※上記の各認定の時間は最大時間です。実際の保育時間は、各施設によって異なります。

※実際の保育時間は、例えば**就労の場合、就労時間+通勤時間**となり、保育を必要とする事由の当てはまる時間のみ（P.6参照）となります。

(3) 教育・保育給付認定の変更

保育を必要とする事由が変更となった場合や育児休業を取得する場合は、教育・保育給付認定の変更を行う必要があります。「教育・保育給付認定変更申請書」及び「保育の必要性を確認する書類」(P13 参照)を、変更内容が分かり次第、速やかに提出してください。

また、保育標準時間認定を受けた方のうち、開設時間が最大 8 時間である家庭的保育事業の入所者や妊娠・出産要件で入所されている方など、実際の預かり時間が 8 時間以内である場合には、ご希望により、保育標準時間から保育短時間に変更することも可能です。

なお、保育時間や保育要件の変更により教育・保育給付認定の変更を行う場合、変更日は原則、申請のあった月の翌月 1 日となります。そのため、変更を希望する場合は、必ず変更希望月の前月末までに書類を提出してください。ただし、転園等で認定区分が月途中に変更になる場合は、別途ご相談ください。

Q&A - 教育・保育給付認定 -

Q1 保育標準時間の認定を受けた場合、月曜日から土曜日まで開所時間の全ての時間を預けることができますか？

A1 実際の預かり時間については、保護者の方が保育できない時間のみとなりますので、全ての時間を預かることはできません。就労の場合、就労時間＋通勤時間となります。

Q2 1 日 6 時間の勤務ですが、通勤に片道 1 時間半かかります。保育短時間内にお迎えに行けないのですがどうすればいいですか？

A2 教育・保育給付認定は、通勤時間と就労時間を合わせて 8 時間を超える場合、保育標準時間での認定となりますので、保育短時間の認定を受けている場合は、変更手続きを行ってください。ただし、実際の預かり時間については、通勤時間と就労時間のみとなります。

Q3 求職活動中の要件で教育・保育給付認定を受けましたが、就労を開始しました。どうすればいいですか？

A3 教育・保育給付認定の要件を就労に変更する必要があります。速やかに「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び「就労証明書」を保育課にご提出ください。

Q4 就労の要件で教育・保育給付認定を受けましたが、病気になり療養が必要になりました。どうすればいいですか？

A4 教育・保育給付認定の要件を疾病・障害に変更する必要があります。速やかに「教育・保育給付認定変更申請書（兼変更届）」及び診断書等を保育課にご提出ください。

保育所等の入所申込みについての説明です。入所申込みを行うにあたり、大切な説明ですので、必ず申込みまでにお読みください。

（１） 保育を必要とする事由 （保育所等を利用できる方）

保育所等は保護者の就労などの理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である方が利用できる施設です。幼児教育や集団生活を経験させること、友達を作ることのみを目的とする場合は、入所できません。

保育の必要性が認定されるためには保護者（父母）が次のいずれかに該当することが必要です。

保護者等の状況	認定期間
ひと月において月64時間以上働いている(※1)	最長、就学前まで
妊娠中または出産後の休養が必要である(※2)	出産予定日の前8週目の日が属する月の初日から出産日の後8週目の日が属する月末
病気やケガ、または精神や身体に障害がある	保育が可能な状態になるまで
介護または看護にあたっている	介護、看護を必要としなくなるまで
災害の復旧に当たっている（震災、火災、風水害等）	災害復旧まで
求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている	入所後3か月以内
大学や職業訓練校、専門学校等で就学している	学校等に通っている間
虐待や配偶者等からのDV（家庭内暴力）のおそれがある	必要な期間
前各号に掲げられたものの他、前各号に類すると市長が認める場合	市長が認める期間

- ※1 育児休業中でもお申し込みできますが、入所した月の翌月1日（休日の場合は、翌平日）までに復職することが必要です。復職されない場合、退所となります。復職後、復職の証として、速やかに「就労証明書」をご提出ください。また、入所の利用調整の公平性を保つため、入所申請時に出された就労証明書の状況を、原則6か月間維持していただきますようお願いします。
- ※2 妊娠・出産の要件で認定を受けていて、出産予定日より出産日が遅れた場合は、認定期間が延長されることがあります。該当する場合は、速やかに保育課までご連絡ください。また、妊娠・出産の要件で認定を受けている期間に新規入所される場合は、原則、妊娠・出産の認定期間のみの利用となります。

Q&A - 保育を必要とする事由（保育所等を利用できる方） -

Q1 同世代の友達をつくるために保育園の利用はできますか？

A1 保育要件がない場合、保育園の申込み及び保育園の利用はできません。幼稚園、認定こども園の幼稚園部分等をご利用ください。

Q2 父親は就労中で、母親は専業主婦です。子どもを預けたいのですが、申込みはできますか？

A2 保育を必要とする事由（P.6 参照）がない場合は、保育園の申込みをすることはできません。幼稚園、一時預かり、ファミリーサポート等をご利用ください。

Q3 現在、育児休業中で3歳の子どもと0歳の子どもがいます。上の子だけ保育園に申込みをして、育児休業を継続することはできますか？

A3 できません。育児休業中のお申込みの場合、入所後、原則1か月以内に復職が必要になります。

（2） クラス年齢の数え方について

クラス年齢は4月1日時点の年齢で数えます。年度内に誕生日を迎えた場合でもクラスは変わりません。

クラス	生年月日
0歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日以降生まれの児童
1歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日生まれの児童
2歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日生まれの児童
3歳児クラス	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日生まれの児童
4歳児クラス	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日生まれの児童
5歳児クラス	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日生まれの児童

(3) 保育所等施設の見学

保育所等は、お子さまが毎日生活する場となります。また、園ごとに保育内容や園でかかる費用等は異なります。そのため、希望する園については、あらかじめ見学をし、施設長等から説明を受け、保護者の方が納得した上で、お申込みいただきますようお願いします。

なお、見学をする場合、事前に直接各施設にお問い合わせいただき、見学日時等の調整を行ってください。日程調整ができない場合は、お電話等で園についての説明を受けてください。

【見学の際に確認していただきたいこと】

受入年齢	園ごとに受入年齢が異なりますのでご確認ください。
開所時間	園ごとに開所時間は異なりますのでご確認ください。
園でかかる費用	保育料については、保護者の所得に応じて市が決定しますが、別途、園でかかる費用(入園料や給食費、制服等の実費負担)がある場合がありますので、事前に希望施設へご確認ください。(3歳児クラス以降は、保育料は無償になります。給食費等は実費徴収になりますので各施設にご確認ください。)
保育内容	園ごとに保育内容が異なりますのでご確認ください。
通園距離	自宅や勤務先から園までの通園経路の確認や移動手段をご確認ください。
その他	上記の確認事項以外にも、疑問に思うことや気になることについてご確認ください。

Q&A - 保育所等施設の見学 -

Q1 見学をしないと申込みはできないのですか。

A1 見学をしていない状態でも申込みをすることはできますが、入所決定前の見学が必須の保育園もあります。また、園ごとに保育内容や必要な費用等が異なりますので、事前に見学のうえ、確認していただくことをお勧めしています。お子さまが毎日生活する場になりますので、入園後に思っていた園と違ったと思われることがないよう、保護者の方が納得した園にお申込みください。

Q2 見学をすると入園しやすくなりますか。

A2 見学をしたことで入園しやすくなることはありません。入所決定については、利用調整基準表に基づき点数の高い方から順となります。

Q3 見学に行く際は、事前に連絡が必要ですか。

A3 事前に各園にご連絡ください。園の体制もありますので、事前にお問い合わせの上、日程を調整して見学に行ってください。

(4) 入所申込みについて

入所決定は申込みの先着順ではありません。申込必要書類をすべて揃えた上で、期間内にお申込みください。申込締切日までに必要書類が提出されない場合、締切日時点で揃っている書類のみで審査を行います。(P.19 参照。)

なお、令和5年度の入所申込みをされた方について、令和5年度中の審査にて内定となった場合には、自動的に令和6年度の申込みについては取り下げとなります。入所申込みは自動的に取り下げとなりますが、取下げ届の提出は必要になりますので、**必ず取下げ届をご提出ください**。転園を希望する場合には、ご入所後に転園申請を提出してください。

また、入所後は、ならし保育を行います。ならし保育の期間はお子様の年齢及び状況により異なりますが、概ね2週間程度です。ならし保育中は、早めのお迎えになります。

【令和6年4月1日入所をご希望の方】

《一次審査》

郵送・窓口受付期間	令和5年 11月 1日(水) ～ 令和5年 11月 14日(火) (郵送必着) ※郵送での申込みについての詳細は、P.13をご覧ください。 ※郵送は申込締切日午後5時必着です。 余裕をもってお申し込みください。締切日を過ぎて届いたものは次回の審査分から適用します。
窓口受付時間	午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く) 土日祝はお休みです。ただし、次の日程は休日窓口を開設します。 11月11日(土)、12日(日) 午前9時～午後3時(正午～午後1時を除く)
受付場所	鎌倉市役所 第三分庁舎1階 講堂 ただし、11月11日(土)、12日(日)は鎌倉市役所 本庁舎1階 保育課(31番窓口)
審査結果	令和6年1月中旬以降を予定(郵送での通知) ※結果について、お電話でのお答えは出来かねますのでご了承ください。

※必要書類等に記載漏れのない様確認の上、受付期間内に郵送または受付場所にご提出ください。

(受付期間中、窓口は非常に混み合います。**なるべく郵送をご利用ください。**)

※4月入所希望のみ、出生前の受け付けをしています。詳しくはP.16をご覧ください。

※申込書類の記入は**必ず黒のボールペン**で記入してください。(消えるペンでの申請は無効となります。)

※記入内容に修正が必要な場合は、二重線をしたうえで、空いているところに正しい内容を記入してください。(修正テープや修正ペンを使っている場合、申請は無効となります。)

※申込みの有効期限は、申込み希望月の属する年度内となります。

※一次審査の入所受け入れ枠の公開は、鎌倉市のHPにて10月下旬ごろの公開を予定しています。

《二次審査》

申請締切日	令和6年 2月1日（木）<u>（郵送必着）</u> ※郵送での申込みについての詳細はP13をご覧ください。 <u>※郵送は申込締切日午後5時必着です。</u> 余裕をもってお申し込みください。
窓口受付時間	午前8時半～午後5時（正午～午後1時を除く） 土日祝はお休みです。
受付窓口	鎌倉市役所 本庁舎1階 保育課（31番窓口）
審査結果	令和6年2月中旬以降を予定（郵送での通知） ※結果について、お電話でのお答えは出来かねますのでご了承ください。

※一次利用調整で保留になった方は、自動的に二次利用調整の対象となります。

※二次審査の入所受け入れ枠の公開は、鎌倉市のHPにて一次審査の結果発送後を予定しています。

《二次審査（追加）※二次の結果発送後、各認可保育所等で空きがあった場合のみ実施》

※二次利用調整で保留になった方のみが追加の二次利用調整の対象者となります。新規の申請は受け付けません。

変更届を提出する場合 の締切日	令和6年 3月1日（金）<u>（郵送必着）</u> ※郵送での申込みについての詳細はP13をご覧ください。 <u>※郵送は申込締切日午後5時必着です。</u> 余裕をもってお申し込みください。
窓口受付時間	午前8時半～午後5時（正午～午後1時を除く） 土日祝はお休みです。
受付窓口	鎌倉市役所 本庁舎1階 保育課（31番窓口）
審査結果	令和6年3月中旬以降を予定（郵送での通知） ※結果について、お電話でのお答えは出来かねますのでご了承ください。

【令和6年5月1日以降の入所をご希望の方】

令和6年5月1日以降の入所を希望の方				
窓口受付時間	月曜～金曜 午前8時半～午後5時（正午～午後1時を除く） ※郵送での受付も行っています。 各月 締切日午後5時必着です 。余裕をもってお申込みください。締切日を過ぎて届いたものは次回の審査分から適用します。			
受付窓口	鎌倉市役所 本庁舎1階 保育課（31番窓口）			
申込み締切日	利用開始月	申込締切日	利用開始月	申込締切日
	令和6年 4月	※P.9、10を参照ください	令和6年10月	令和6年 9月10日（火）
	令和6年 5月	令和6年 4月10日（水）	令和6年11月	令和6年10月10日（木）
	令和6年 6月	令和6年 5月10日（金）	令和6年12月	令和6年11月11日（月）
	令和6年 7月	令和6年 6月10日（月）	令和7年 1月	令和6年12月10日（火）
	令和6年 8月	令和6年 7月10日（水）	令和7年 2月	令和7年 1月10日（金）
	令和6年 9月	令和6年 8月13日（火）	令和7年 3月	令和7年 2月10日（月）
審査結果	入所希望月の前月の25日頃に郵送で通知します。 なお、内定した場合は、通知書の送付に先立ち電話で連絡します。			

※入所を希望する月によって、申込み締切日が異なります。（原則、入所希望月の前月10日）

※郵送でのお申込みは締切日必着での受付となります。ご注意ください。

※申込内容の変更等の締切りに関しても上記のとおりです。

※入所日は原則各月1日からです。

※申込書類の記入は必ず黒のボールペンで記入してください。（消えるペンでの申請は無効となります。）

※記入内容に修正が必要な場合は、二重線をしたうえで、空いているところに正しい内容を記入してください。（修正テープや修正ペンを使っている場合、申請は無効となります。）

※申込みの有効期限は、申込み希望月の属する年度内となります。

※入所受け入れ枠の公開は、鎌倉市 HP にて、毎月、初旬までに行う予定です。

(5) 入所申込みに必要な書類について

下記に従い、書類の提出が必要です。なお、申請書等は鎌倉市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

【入所申込みに必要な書類】

対象者	☒	必要な書類
全ての方	☐	教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書（2号・3号用）
	☐	児童調査票
	☐	保育所等入所に関する確認票
	☐	申込書補助票
	☐	保育の必要性を確認する書類（詳細は p.13表をご覧ください）
	☐	マイナンバーカードまたは通知カード（申請児童と父母分）と本人確認書類（父母の免許証、パスポート、住基カード等写真入りのもの） ※窓口提出の場合は上記書類を持参、郵送申込みの場合は写しをマイナンバー提出票に添付してご提出ください。

【状況に応じて必要な書類】

状況	父	母	必要な書類
令和6年度 <u>4月～8月</u> の入所希望で令和5年1月1日時点で市外に住民票のあった方	☐	☐	令和5年度課税証明書の写し
令和6年度 <u>9月～3月</u> の入所希望で令和6年1月1日時点で市外に住民票のあった方	☐	☐	令和6年度課税証明書の写し
ひとり親世帯、その他これに準ずる世帯	☐	☐	①保育施設入所等に関する状況の申立書 ②次の書類のうちどれかひとつ ・戸籍謄本の写し ・児童扶養手当証書の写し ・福祉医療証の写し ・離婚届の受理証明書の写し ※離婚調停中または協議中の場合でも、裁判所や弁護士等の発行する書類など、ひとり親世帯に準ずる世帯であることを証明する書類をご提出いただくことで、ひとり親とみなして審査する場合がございます。

状況	父	母	必要な書類
医療施設、高齢者施設、障害者施設、義務教育学校等に医療、介護、教育等の専門職で就労（内定）している場合	☐	☐	左記に該当する職務であることを証明する書類（各資格証等）
転居予定者（転園申込みの場合）	—	—	転居先の売買契約書や賃貸契約書の写し
65歳未満の祖父母と同居しているが、当該祖父母が保育要件に該当する場合	—	—	祖父母の保育の必要性を確認する書類 ※祖父母の求職活動要件は除く。
児童が障害を有する場合	—	—	療育手帳または身体障害者手帳の写し

【保育の必要性を確認する書類】

父母ともに書類が必要です。

必要性項目	父	母	必要な書類
就労（就労内定） 育児休業（復職予定）	☐	☐	・「就労証明書」（申込締切日より3か月以内に取得したもの） ※自営業の場合は、就労証明書に加えて、「スケジュール表」及び開業届や確定申告の写し等自営業を証明する書類の提出が必要です。
疾病・障害等	☐	☐	・診断書や障害者手帳の写しなど（疾病名、障害名、期間等のわかる箇所）
介護・看護	☐	☐	・「介護・看護状況申告書」 ・介護保険被保険者証、障害者手帳、診断書の写しをいずれか一点
就学（就学内定）	☐	☐	・「就学状況申告書」 ・在学証明書または学生証（就学予定の場合は、合格通知等、就学予定であることがわかる書類）の写しをいずれか一点 ・時間割の分かる書類
妊娠・出産		☐	・母子健康手帳の表紙及び出産予定日が記載されたページの写し
求職活動・起業準備	☐	☐	・求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）

※一度お預かりした書類は返却及びコピーをお取りすることはできませんので、育児休業給付金の申請等で必要な場合は、書類提出前に保管用のコピーをお取りください。

（6） 郵送での申込み

入所申込みの必要書類と「必要な料金分の切手を貼った返信用封筒（長3型）」を同封の上、鎌倉市役所保育課までご郵送ください。保育課に申込書類が届き次第、受領が完了した旨のお知らせ（A4一枚を予定）を返送します。

また、入所申込み締切日（P.9～11参照）を過ぎて届いた場合、次回の審査分から適用になりますので、お気を付け下さい。

なお、市外の保育園に申込みされる場合は郵送での受付ができませんので、ご注意ください。

(7) 市外在住で鎌倉市内の保育園を希望される方

鎌倉市の様式の申込書で、お住まいの市区町村へお申込みください。

申込み締切日（P.9～11参照）はあくまでも、書類がお住まいの市区町村から鎌倉市に届く日ですので、必要書類、申込み方法、いつまでにお住まいの市区町村へ書類提出が必要か、あらかじめお住まいの市区町村へお問い合わせください。

なお、市区町村によっては直接鎌倉市に申込みを行うよう案内のある場合があります。事前にお住まいの市区町村にお問い合わせください。

● 鎌倉市内に転入の予定がない方

鎌倉市内に転入の予定がない方も、鎌倉市内の保育園のお申込みは可能です。お住まいの市区町村に、鎌倉市の様式の申込書とともに、「課税証明書」（P.12参照）の提出をお願いいたします。

なお、4月入所1次審査については、転入予定のない方はお申込みができません。二次審査からの受付となりますのでご注意ください。

● 鎌倉市内に転入を予定している方

入所希望日までに、鎌倉市に転入の予定がある方は、アパート・マンションなどの賃貸契約書・売買契約書等及び「転入に関する同意書」を提出していただくと、選考上、鎌倉市内在住の方と同等とみなすことができます。また、「課税証明書」（P.12参照）をご提出ください。申込書等は鎌倉市の様式をご利用ください。

なお、転入後は鎌倉市役所保育課で改めて申込みをし、教育・保育給付認定を受ける必要があります。転入手続き後速やかに申請してください。転入後の申込みがない場合、申込みは無効となります。

また、入所内定後に入所日の前日までに転入されていない場合、入所内定取消しとなりますのでご注意ください。

(8) 鎌倉市在住で市外の保育園を希望される方

受付期間と必要書類をあらかじめ保育所等のある市区町村にお問合せいただき、保育所等のある市区町村の受付締切日の約2週間前までに、鎌倉市役所保育課に必要書類を揃えてお申込みください。

なお、市外の施設を希望する場合、郵送での受け付けはできません。直接窓口へお越しください。

また、転出予定で他市の保育所等を申込みながら、市内の保育所等のお申込みも併願される場合は、市外に住民票のある方と同様の取扱いとなります（4月入所申請の場合は、鎌倉市の審査は二次審査からの受付となります）。

（９） 転園申込みをされる方

申込み先、申込み方法については、次のとおりです。

居住地	在園施設	転園希望先施設	申込み方法
鎌倉市	鎌倉市内の保育所等	鎌倉市内の保育所等	P.9～11 の締切日までに「転園申込書」を提出してください。
鎌倉市	鎌倉市内の保育所等	市外の保育所等	申込み先の市区町村に締切日と必要書類を確認のうえ、申込み先の締切日の2週間前までに鎌倉市保育課までお越しください。なお、郵送での受付はできません。
市外	市外の保育所等	鎌倉市内の保育所等	P.9～11 の締切日までに鎌倉市に書類が届くように住民票のある市区町村からお申込みください。必要書類については、P.12～14 参照。

※転園が内定した場合、元の園には別の方が内定しています。元の園に戻ることはできませんのでお気をつけください。

(10) 出生前申込みをされる方 ※4月一次申請に限ります。

令和6年4月入所希望の場合に限り、出生前の仮申込みを受付けます。(令和6年5月入所以降の出生前申込みは受付けていません。)ただし、対象となる方は令和6年2月1日(木)までに出産予定の方です。

また、出生前申込みをされた方は、出生後から令和6年2月8日(木)までに、必ず鎌倉市役所本庁舎1階保育課(31番窓口)にて、本申請を行ってください。本申請をされない場合、申請は無効になりますのでお気をつけください。

なお、受入可能月齢については保育所等により異なります。申込み児童の月齢が希望施設の受入月齢に満たない場合、受入月齢を満たした月から入所審査を行いますので、ご注意ください。

● 出生前申込みの流れ

仮申込み	
4月入所申込期間中に、必要書類(児童票を除く)(P12~13参照)を全て揃え、仮申込みをします。 お子さまの名前・性別・生年月日のみ空欄にして、申込みをお願いします。 また、出生日が<u>令和6年2月1日以前であることを確認できるよう、母子健康手帳の表紙と出産(分娩)予定日が記載されたページの写しを添付してください。</u>	
利用調整	
4月入所の一次審査では、出生前のお子さまも含めて審査を行います。	
本申請(出産後の申請)	
令和6年2月1日までに出生	令和6年2月2日以降に出生
出生後、<u>令和6年2月8日(木)までに、鎌倉市役所本庁舎1階保育課(31番窓口)にて、本申請を行ってください。</u> 本申請では「教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書(2号・3号用)」に氏名、生年月日等を追記したもの及び「児童調査票」の提出が必要です。 <u>※期日までに本申請がされない場合、申請は無効になり、結果通知を送付できませんので必ず本申請をしてください。</u>	出生後速やかに、<u>鎌倉市役所本庁舎1階保育課(31番窓口)にて、本申請を行ってください。</u> 4月入所審査の対象ではなく、<u>5月入所以降(入所希望施設の受入月齢を満たす月から)の入所審査の対象</u>となります。 5月以降、入所内定が決まり次第、連絡をいたします。申込内容を変更したい場合はP17をご覧ください。
結果通知	
本申請がされ次第、入所内定の方には「内定通知」をお送りします。保留の方は、5月入所以降の審査対象になります。	
入所内定の場合	入所保留の場合
入園準備へ	保留のお知らせが届き、次の審査対象となり、内定次第ご連絡いたします。

(11) 保育要件が「妊娠・出産」になる方の入所申込みについて

申込み後に妊娠がわかった場合は、速やかに保育課にご連絡ください。

入所希望日が、出産予定日の、8週間前の日の属する月初から、8週間後の日の属する月末までの期間（保育を必要とする期間）と重なる場合、保育要件は、「妊娠・出産」となります（保育の実施における手続及び基準等に関する要綱第6条第1項）。そのため、利用調整基準表でも、これに準じて点数付けを行います。

「妊娠・出産」の要件で入所されますと、上記の期間が入所期間となり、入所期間終了後は退所になります（継続入所をご希望の際は、改めて入所申請をしていただき、入所の審査を行います）。

※上記の内容から、令和6年4月1日入所をご希望の方で、ご出産予定日が令和6年2月5日から同年6月25日の期間内の場合、保育要件は「妊娠・出産」となります。

例1) 令和6年4月1日入所の申請をされ、ご出産予定日が5月14日である場合。

→5月14日の、8週間前の日の属する月初が3月1日であり、8週間後の日の属する月末が7月31日であるため、認定期間は3月1日から7月31日となり、その期間中に入所を希望される場合の保育要件は「妊娠・出産」となり、利用調整基準表においても、これに準じます。

例2) 令和6年度の例月入所を、「就労」の要件で申込みをしているが、2024年8月15日に出産予定があり、出産後は育児休暇を取得する場合。

→5月入所審査までは「就労」の要件で審査、6月～10月までは「妊娠・出産」の要件で審査します。

また、6月～10月（産前産後期間中）に入所が内定した場合は、10月末で退所となります。

（11月以降も利用希望の場合は、再度申込みが必要となります。申込みがない場合、11月以降の審査は行いません。）

(12) 申込内容を変更、取り下げしたい場合

申込内容を変更したい場合、P.9～11の入所申込み締切日までに、「保育所等入所申込変更届」をご提出ください。また、保育要件等申込内容に変更がある場合においても、同様に締切日までに各種書類の提出が必要です。なお、お電話による申込内容の変更は受け付けておりません。

また、入所申込みの取り下げに関しては、申込内容の変更同様、P.9～11の入所申込み締切日までに保育課に「保育所等入所申込取下届（入所内定辞退届）」を速やかにご提出ください。

Q&A - 保育所等の申込みについて -

Q 1 入所の決定は申込みの先着順ですか。

A 1 入所の決定はお申込みの先着順ではありません。締め切りまでにお申込みいただいた方で利用調整基準表に基づき点数の高い方から入所の決定を行います。

Q 2 希望保育所の欄は全て記入しなければならないのですか。

A 2 申込書には第 8 希望までの記入欄がありますが、すべてを埋める必要はありません。第 9 希望以上の施設を希望される場合は、希望園記入欄の下部のチェック欄にチェックをいれていただいたうえで、余白または別紙（任意様式）に記載をお願いします。記入された園のみ審査を行います。なお、1 園のみと園の希望を絞ることで、入所がしやすくなることはありません。

Q 3 空きのない保育所等の申込みはできますか。

A 3 空きのない施設についても、お申込みいただけます。申込み締め切り後に急な退所者が出る場合や審査の中で空きができることもございますので、ご希望される保育所等は全て申し込みすることをお勧めします。

Q 4 申込みをして内定とならなかった場合、以降の手続きは何が必要ですか。

A 4 保育所等の申込みは同年度内（3 月末日まで）有効です。ただし、同年度内に家庭状況や就労状況等、状況が変わった場合には届出ください。また、次年度も引き続き利用の希望がある場合には再度申し込みが必要となります。

Q 5 申込み後に認可外保育施設等に預けて就労等を開始した場合、どのような手続きが必要ですか。

A 5 「保育証明書」及び「就労証明書」等の提出が必要となります。点数が変更になる場合がありますので、速やかにご提出ください。
※子育てのための施設等利用給付認定（新 2 号・新 3 号認定）を受けている場合や公立保育園の一時預かりを利用している場合、「保育証明書」は提出不要です。「申込補助票」にて、利用状況をご記入ください。

Q 6 きょうだいで申込をする場合、書類は人数分必要ですか？

A 6 「教育・保育給付認定申請書(兼)入所申込書」、「児童調査票」、「保育所等の入所に関する確認票」、「申込書補助票」は人数分必要です。保育の必要性を確認する書類（就労証明書等）についても人数分必要ですが、原本とコピーで結構です。

Q 7 市外の保育所等に申込みをしたい場合は？

A 7 鎌倉市外の保育所等に利用申込みをしたい場合には、鎌倉市の保育課に申込みをお願いします（鎌倉市の書類でのお申込みをお願いする場合があります）。ただし、希望先の市区町村によって必要書類や締切日等が異なることがありますので、あらかじめ利用希望先市区町村にご確認のうえ、希望先の市区町村の申込締切日の2週間程度前までに鎌倉市へ申込みをお願いします。なお、市外の保育所等への申込みは郵送ではなく、直接窓口までお持ちください。（P14 参照。）

Q 8 「育児休業の延長を希望する」で申請した場合、必ず保留になりますか？

A 8 「育児休業の延長を希望する」で申請した場合、利用調整基準点の調整点数が減点となり、優先順位が下がります。ただし、希望する保育所等に空きがある場合、入所内定となる場合があります。内定となった場合、保留通知書の発行はできません。また、「育児休業の延長を希望する」で申請した場合、その希望期間中は待機期間に数えません。

Q 9 申請に必要な書類が申込み締切日までに提出できない場合、どうなりますか？

A 9 申込締切日までに必要書類(就労証明書や診断書、保育証明書等)が提出されない場合、締切日時点で揃っている書類のみで審査を行います。例えば就労証明書が締切日時点で提出されていない場合は、利用調整基準上、基本点は最低点数となり、育児休業等を取得していても調整点数の加点がされません。

締切日以降に提出された書類は、次回の審査から利用調整点数に反映されます。

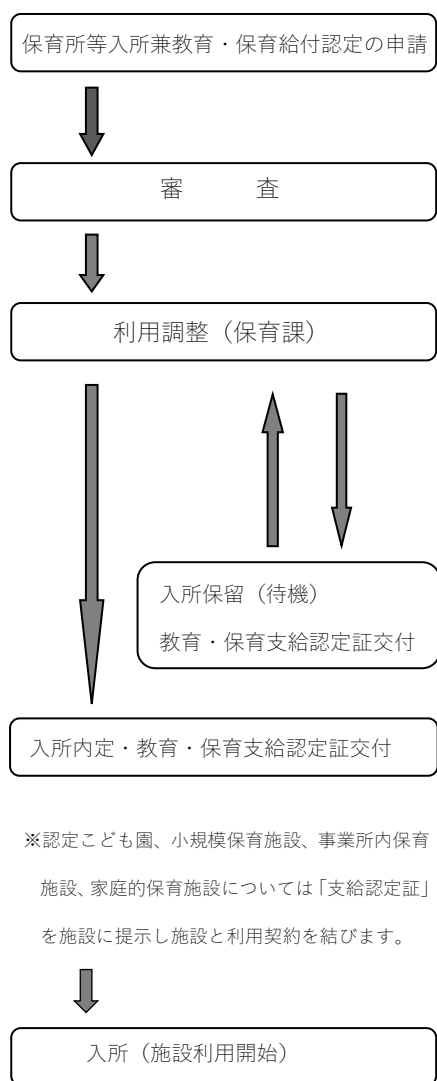
Q10 就労証明書の原本を提出したが、コピーを取り忘れてしまいました。返却してもらうことはできますか？

A10 ご提出された申請書類は、返却及びコピーをお取りすることはできません。 育児休業給付金の申請等で書類が必要な場合は、提出前にコピーを取るようになしてください。

利用調整は審査会にて利用調整基準表を基に、各ご家庭の状況を点数化し行います。

なお、詳細につきましては利用調整基準表をご覧ください。また、利用調整基準については年度ごとに変更の可能性がありますので、ご注意ください。

（１） 入所までの流れ



・入所を希望する保育所等については、あらかじめ見学のうえ決定してください。

・提出書類等に不明な点がある場合は、電話・訪問等で調査を行います。

・定員に空きがある場合や新たに空きが出た場合に、利用調整を行います。申込み締切日までに提出されている書類をもとに保育の必要性を点数化し、点数の高い方から順番に利用調整を行います。

・希望された保育所等に空きがない場合や申込者が定員を上回り、選考の結果入所できなかった場合は、待機者として登録され、翌月以降に空きが出た時に選考の対象となります。

・提出いただいた書類は令和7年3月31日まで有効です。

・「教育・保育支給認定証」が届いても、保育所等への入所が内定したわけではありません。

・通知で内定のお知らせ、入所までの手続きのご案内をします。

・必要に応じて内定した保育所等において入所前面接を行います。

・保育所等の保育時間は、入所後概ね2週間程度、集団生活への適応などを目的として、基本の保育時間よりも短い保育時間（ならし保育）（P27 参照）で始め、その後、保護者の就労実態等に応じ、必要な範囲での時間になります。

※ならし保育は、お子さまの状態によって異なるため、2週間以上になる場合もあります。また、転園の場合もならし保育を行います。

(2) 利用調整基準について

各ご家庭の保育の必要性は「利用調整基準表」に基づき点数化されます。

鎌倉市利用調整基準表（令和6年度4月入所から適用）

(1) 基本点数				点	
番号	実施基準	保護者の常態		点数	
				父	母
1	就労 (自営業及び就労内定者を含む。)	月160時間以上勤務の者		20	20
		月140時間以上、160時間未満勤務の者		19	19
		月120時間以上、140時間未満勤務の者		18	18
		月100時間以上、120時間未満勤務の者		17	17
		月80時間以上、100時間未満勤務の者		16	16
		月64時間以上、80時間未満勤務の者		15	15
2	求職活動中	就職活動中の者		12	12
3	妊娠・出産	産前・産後の数箇月間保育の必要がある者			18
4	疾病・負傷・障害	入院	1箇月以上の入院	20	20
		自宅療養	常時病臥（一日の大半を病床で過ごす場合）	20	20
			慢性疾患等で医師から自宅での療養を指示されている	16	16
		心身障害	身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている者 療育手帳（A1、A2）の交付を受けている者 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の交付を受けている者	20	20
			身体障害者手帳（3・4級）の交付を受けている者 療育手帳（B1、B2）の交付を受けている者	18	18
			上記以外で心身に障害があり保育が困難な場合	16	16
5	介護・看護	介護又は看護に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15
6	災害復旧	災害の復旧に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15
7	就学 (就学予定者を含む)	就学に要する時間を基に、就労の基準を準用		20～15	20～15
8	ひとり親世帯	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯であり、保育を必要とする要件がある		40	40
9	その他	前各項に掲げるものの他、保育を必要とする者		8	8

(2) 調整点数		点
	内 容	点数
1	ひとり親世帯その他これに準ずる世帯	10
2	すでに兄弟姉妹が利用している	5
3	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている（2人）	2
4	兄弟姉妹同時に利用申請が出ている（3人以上）	3
5	申請児童が多胎児である	3
6	同居の小学校第6学年までの児童が3人以上の世帯	2
7	年齢上限のある保育所等を卒園し、引き続き別の保育所等への入所を希望する場合（連携保育施設のない施設に限る）	30
8	転園を希望している（転居や勤務先の変更、兄弟姉妹が別の園に入所している場合に限る）	8
9	65歳未満の祖父母と同居している（当該祖父母が（1）基本点数の実施基準の要件に該当する状況にある場合を除く）。	-5
10	保護者が就労内定者（就学予定者）である。	-2
11	同居の親族を常時介護又は看護している。（（1）-5に該当する場合を除く）	4
12	前年度入所不承諾である	2
13	前年度入所不承諾に加え、前々年度も入所不承諾である	2
14	産前・産後休業または育児休業中で、復職予定である（既に復職している方を含む）	8
15	保育を必要とする要件があり、申込み児童が、認可外保育施設やベビーシッター（月極）、一時預かり、幼稚園の長時間預かり等を月64時間以上、有償で利用している実績が審査基準日から起算して30日以上ある。（育児休業中等は除く）	4
16	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、保育士又は保育士とみなすことができる職種として就労（内定）している場合（月120時間以上）	20
17	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、保育士又は保育士とみなすことができる職種として就労（内定）している場合（月64時間以上、120時間未満）	15
18	市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所で、看護師、栄養士又は調理師として就労（内定）している場合	5
19	市内在勤の保護者のうち、（2）-16、（2）-17には該当しないが、保護者の就労が鎌倉市の待機児童対策につながると認められる場合	10
20	社会機能を維持する施設の従事者として、医療施設、高齢者施設、障害者支援施設、義務教育学校等に、医療、介護、教育等の専門職で就労（内定）している場合	1
21	保護者が単身赴任や長期入院など昼夜問わずに不在である。	2
22	保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所している	14
23	生計中心者が非自発的理由により失業した	4
24	児童が障害を有する場合	4
25	生活保護法による被保護世帯である、またはそれに準ずる生活困窮世帯である	6
26	兄弟姉妹（卒園した者も含む）の保育料に正当な理由がなく6箇月分以上滞納がある	-16
27	市外居住者である（転入予定の者を除く）	-20
28	市外居住者であり、保護者のいずれかが鎌倉市在勤である（転入予定の者を除く）	4
29	保育所等に内定したが、辞退している	-2
30	育児休業の延長を希望する	-50
31	児童福祉の観点から、特に保育の実施が必要と判断される場合	30

鎌倉市利用調整基準表に関する案内

■ 選考方法	
【 A 父の基本点数 + 母の基本点数 】 + 【 B 調整点数 】 = 【 利用調整点数 】 希望順位（第1希望～）による判定をせず、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い者を選考します。 （例：第4希望であっても、第1希望の者より点数が高ければ第4希望の者を選考します。）	
■ 利用調整点数が並んだ場合は、以下の順に優先し、審査会にて判断します。	
(1) 基本点数の合計が高い世帯 (2) ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 (3) 希望施設順位の高い方 (4) 世帯収入の低い世帯（10千円単位） (5) 育児休業の最長期間がより短い世帯 (6) 待機期間が長い世帯 ※新規申請者と転園申請者が同点となった場合、転園申請者が調整点数8番に該当していない場合、 新規申請者を優先します。 ※同点時の調整項目で判断できない場合には、総合的に判断します。	

■ 基準点数・調整点数の備考	
(1)	父母共に、該当する項目の中で最も高い点数を基本点数とし、父母の合計指数の上限を40点とする。
(1)-1	常勤や非常勤、夜間等の就労形態にかかわらず、月16日以上かつ1日4時間以上就労していることを基本とし、その実働時間によって、区分する。 就労内定者についても、就労予定時間によって、区分する。
(1)-7	就学予定者についても、就学予定時間によって、区分する。
(2)-1	離婚調停を伴わない、離婚予定を理由にする別居等には加点しない。
(2)-2	入所希望月に、申請児童の兄弟姉妹が、鎌倉市内認可保育所等（2・3号認定）に在園する場合に限る。兄弟姉妹が別々の園に入所している場合の転園申込みを除く。 また、(2)-8と同時に加点されない。市内認可保育施設からの転園希望者には加点しない。
(2)-3	(2)-4と同時に加点されない。
(2)-4	(2)-3と同時に加点されない。
(2)-5	(2)-3または(2)-4と同時に加点
(2)-7	プレップおおぞら保育園を卒園する児童が翌年度4月入所に認可保育所等への入所を希望する場合の審査、または連携施設の措置された年齢上限のある市内の認可保育所等を卒園する児童が翌年4月に連携先施設へ入所ができない場合の連携先施設以外の審査において加点の対象とする。
(2)-8	転居や勤務先の変更、または兄弟姉妹が別の園に入所している場合に限る。また、(2)-14と同時に加点されない。 なお、転居予定の場合は、すでに転居が確定していることが確認できれば、入所希望月の1日時点で転居をしていなくても加点できる。（市外からの転入者については、入所希望月の前月末日までに転入する場合のみ加点）
(2)-9	当該祖父母が（1）基本点数の実施基準に該当する状況にある場合を除く。ただし、求職活動要件は減点対象となる。
(2)-11	(1)-5に該当する場合を除く。
(2)-12	入所申込み締切日時点で、入所保留児童となっているかで判断する（令和6年4月入所審査時は、令和5年11月入所の審査後に保留児童となっている場合に加点。ただし、令和5年11月入所審査時点で「育児休業の延長を希望する」で申請をしている場合、加点されない。
(2)-13	(2)-12に該当し、さらに本項目に該当する場合のみ加点する。 ただし、令和5年3月入所審査時点で「保留希望」で申請をしていた場合、加点されない。
(2)-14	就労開始日が申込み児童の誕生日以前の場合のみ加点する。また、(2)-8と同時に加点されない。
(2)-15	当該施設において、月64時間以上の利用があり、また、月64時間以上の保育要件のある方に限る。さらに、保護者が育児休業中または、求職中の場合及び利用実績が申込締切日から起算して30日以上ない場合は加点されない。
(2)-16, 17, 18	鎌倉市内認可保育施設に在籍している場合に限る。認定こども園の場合は保育園部分に在籍のみに加点する。（2）-16, 17, 18, 19は同時に加点されない。
(2)-19	鎌倉市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園（預かり保育実施園または満3歳児クラス・未就園児クラス実施園）等で就労する者のうち、児童の保育に直接かわり、保護者が就労することで待機児童対策につながると認められるもの（保育士・保育補助・幼稚園教諭など）。（2）-16, 17, 18とは同時に加点されない。
(2)-22	父母どちらかの育児休業の取得を理由に退所した児童について、再度入所の申請がされたときに、その当該児童のみに加点する。
(2)-23	生計中心者とは「該当児童を扶養している」もしくは「その世帯において最多収入・最多納税の者」とする。
(2)-24	療育手帳、または身体障害者手帳を有する場合。
(2)-25	失業や罹災等やむを得ない場合を除く。
(2)-29	保育所等に内定したにも関わらず、辞退した場合、再度入所申請をした際に、入所決定するまでの間減点をする。3回を上限に、辞退した回数に応じて累積する。ただし、令和3年度以前の辞退の実績については加味せず、令和4年度以降の入所内定辞退分から反映する。
(2)-30	申込書補助票の該当項目にチェックがされている場合に該当。本項目に該当する期間中は、待機期間にカウントしない。ただし、希望施設において他の希望者がいない場合、内定となることもある。

■ その他利用調整に係る備考
・ 未提出書類及び提出書類の不備があった場合は 審査対象外 または 最低点数での審査 とします。
・ 複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設に内定となった場合は、他の施設の申請は無効となります。
・ 申込締切日時点の状況から変更があった場合には、入所内定及び決定を取り消す場合があります。
・ 内定を辞退した場合、これまでの待期期間も含め、申請は無効となります。辞退後に、再度入所を希望する場合は、改めて申請が必要となります。
・ この利用調整基準表は、令和6年度の保育所等入所審査から適用します。

■ 審査に必要な証明書類等について

項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名	項目	必要証明書類名
(1)-1	就労証明書（自営業の場合は、スケジュール表及び開業届の写しもしくは確定申告書の写し等自営業を証明する書類も必要）	(2)-1	次の書類のどれか一つのコピー （戸籍謄本、児童扶養手当証書、福祉医療証、離婚届の受理証明書）	(2)-22	保護者の育児休業に伴い、保育所等を退所していることについての申立書
(1)-2	求職活動・起業準備についての状況申告書（誓約書）	(2)-8	転居予定の場合は、売買契約書や賃貸借契約書	(2)-23	離職票など、非自発的理由による失業であることを証明する書類
(1)-3	母子健康手帳の写し（表紙、分娩予定日の分かる部分）	(2)-9	当該祖父母が（1）基本点数の実施基準に該当する状況にある場合には、祖父母分の保育の必要性を確認する書類	(2)-23	療育手帳、または身体障害者手帳
(1)-4	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等 介護・看護要件の場合は併せて「介護・看護状況申告書」	(2)-11	被介護者・被看護者の診断書等、「介護・看護状況申告書」	(2)-28	就労証明書
(1)-5		(2)-14	就労証明書（育児休業・産休に関する記載のあるもの）		
(1)-6	災害の復旧についての証明書類（又は申立書）	(2)-15	保育証明書等（利用施設が市内公立園または新2号・新3号認定を受けている方は不要）		
(1)-7	学生証（又は在籍証明書）の写し、時間割等の写し				
(1)-8	戸籍謄本等のひとり親世帯その他これに準ずる世帯であることを証明する書類（裁判所や弁護士の発行する書類など）	(2)-16 (2)-17 (2)-18 (2)-19	保育士等として市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所、幼稚園等で就労（内定）していることのわかる就労証明書		
(1)-9	保育を必要とする要件を証明する書類等	(2)-20	該当する職務であることを証明する書類（各資格証等）		
		(2)-21	就労証明書、診断書等の状況のわかる書類		

(3) 入所可否等の結果について

入所申込受付期間内にお申込みいただいた方につきましては、次のとおり、結果の発送を行います。

なお、結果については、お電話等でのお問い合わせにはお答えができませんので、ご了承ください。

また入所が保留となっている間に保育の必要性の事由が変更になった場合や、市外転出等により申込みを取り下げる場合は、必要な手続きがございますので、保育課までご連絡ください。

令和6年度 4月入所 (一次審査)	内 定	内定通知を1月中旬以降に郵送でお送りいたします。 公立保育園に内定された場合は、面接のお知らせを後日郵送いたします。 民間保育所等に内定された方は、通知が届き次第、内定となった旨を施設にご連絡ください。その後、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。 <u>また、内定を辞退する場合は、通知に記載のある期日までに保育課まで必ずご連絡のうえ、「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。</u> <u>なお、保育所等からの転園による内定の辞退はできません。辞退した場合、現在入所している保育所等は3月末日付で退園となります。</u>
	保 留	入所内定とならなかった旨の通知を1月中旬以降に郵送でお送りいたします。 （あくまでも一次審査の結果のお知らせであり、正式な通知は、すべての審査が終わる3月中旬以降に郵送でお送りいたします。） 以降、お申込みの希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を入所申込み締切日までにご提出ください。
令和6年度 5月入所以降	内 定	入所が内定となった場合、入所月の前月中旬頃にお電話にて内定の旨、ご連絡いたします。 公立保育園に内定された場合は、保育課にて面接の日程を調整させていただきますので連絡をお待ちください。また、保育所等に内定された方は、内定となった旨を施設にご連絡ください。その後、入所面接等、入所の準備を各施設とお進めください。 なお、入所承諾通知は同月月末までに送付します。 <u>また、内定を辞退する場合は、保育課まで速やかにご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。</u> <u>なお、保育所等からの転園による内定の辞退はできません。辞退した場合、現在入所している保育所等は転園内定月の前月末日付で退園となります。</u>
	保 留	保留通知を入所希望月の前月25日頃に郵送でお送りいたします。 （保留通知は初月のみお送りしております。以降、保留の結果通知が必要な場合には、保育課へお電話等にてご依頼ください。「保留証明」（様式は異なりますが、「保留通知」と同様の意味合いのもの）を発行いたします。） また、お申込みの希望園の変更等を行う場合は、「保育所等入所申込変更届」を申込み締切日までにご提出ください。

Q&A - 利用調整（入所審査）について -

Q1 保育所等の入所はどのようにして決定するのですか？

A1 各ご家庭の保育の必要性を「利用調整基準表」に基づき点数化し、希望順位（第1希望～）による判定をせず、各施設の希望者の中で利用調整点数の高い順に決定します。

Q2 点数はどのようにつけるのですか？

A2 「利用調整基準表」の（1）基本点数は、父母でそれぞれ1項目のみ点数がつきます。（保育要件部分）（2）調整点数については、世帯で該当の部分が加点（または減点）されます。基本点数と調整点数の合計点数の高い方から内定となります。

Q3 利用調整点数が同点だった場合はどうなるのですか？

A3 利用調整基準が同点で並んだ場合は、以下の順で優先度について判断します。
①基本点数の合計が高い世帯 ②ひとり親世帯その他これに準ずる世帯 ③希望施設順位の高い方 ④世帯収入が低い世帯 ⑤育児休業の最長期間がより短い世帯 ⑥待機期間が長い世帯
※新規申請者と転園申請者が同点かつ転園申請者が調整点数8番に該当していない場合、新規申請者を優先します。

Q4 利用調整基準点数をつける際の基準日はいつですか？

A4 申込み締切日時点を基準日とします。申込時点の状況から変更があった場合には、入所内定及び決定を取り消す場合があります。変更がある場合には、速やかに鎌倉市保育課へご連絡ください。

Q5 内定の通知がきたが、辞退をする場合どうしたらいいですか？

A5 内定後辞退をする場合は、速やかに保育課までご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。辞退をすると申込みが取下げとなりますので、再度入所申込みをする場合は必要書類全てを揃えて改めて申込みが必要になります。また、入所決定するまでの間は、利用調整点数が辞退の回数に応じて減点されます。辞退後に再度申込みをした際は、前年度、前々年度に待機となっても待機期間には数えませんが、調整点数の加点はされません。

(1) ならし保育について

保育所等の入所後、お子さまが保育所等の生活に慣れるまで、短い保育時間から始めて徐々に通常の保育時間にしていく、いわゆる「ならし保育」を2週間程度行っています（お子さまの年齢や状況によって異なるため、2週間以上になる場合もあります）。

転園の場合も「ならし保育」は必要です。「ならし保育」期間中はお迎えの時間が早くなります。ご協力をお願いいたします。

(2) 入所決定後の書類提出について

保護者の状況	必要な書類	提出期限
就労	不要	
就労内定	「就労証明書」	就労開始後1か月以内
育児休業中	「就労証明書」（復職日が記載されたもの）	復職後1か月以内
求職中	就労先が決まるまで ・・・「求職活動実績報告書」	就労先が決まるまでの間、毎月、翌月10日までに提出
	就労先決定後 ・・・「就労証明書」及び「支給認定変更申請書」	認定期間の終了日の2週間前(14日前)まで ※就労は入所後3か月以内に開始してください。
疾病・負傷・障害	不要	
産前産後	不要	
通学	不要	
介護・看護	不要	

※必要な書類が不要なものについては、申込み時と変更がない場合、書類提出は不要ですが、転職をするなど変更がある場合は、改めて書類をご提出ください。また、保育要件が変更（就労要件で入所していたが、疾病の要件になる等）になる場合は、必要書類と「教育・保育給付認定変更申請書」をご提出ください。

(3) 入所の辞退について

入所内定後辞退をする場合は、速やかに保育課までご連絡のうえ「保育所等申込取下届（入所内定辞退届）」を提出してください。辞退をすると申込みが取下げとなりますので、再度入所申込みをする場合は必要書類全てを揃えて改めて申込みが必要になり、入所決定するまでの間は、利用調整点数が辞退の回数に応じて減点されます。また、辞退後に再度申込みをした際は、前年度、前々年度に待機となっても待機期間には数えませんので、調整点数の加点はされません。

Q&A - 入所決定後について-

Q1 第3希望の保育所等に決まりました。第1希望の保育所等に空きが出たら移れますか？

A1 複数の保育所等を申込み、いずれかの保育所等に決定した場合は、他の保育所等への申込みの効力はなくなります。転園を希望する場合は、入所後、各月締切日までに「転園申込書」をご提出ください。

Q2 入所後、復職はいつまでにすればいいですか？

A2 復職は、原則入所月の翌月の1日（休日の場合は翌平日）までです。必ずその日までに復職してください。なお、4月入所の場合、5月の連休があるので連休明けの復職であれば問題ありません。

Q3 育児休業中で復職予定でしたが退職した場合どのようなになりますか？

A3 復職予定で入所が内定した場合、1か月以内に復職することが入所するための条件となりますので内定取消または、退所となります。また、利用調整の公平性を欠くため、求職要件に切り替えて入所することはできません。入所申込時点から状況が変わった場合はすぐに保育課までご連絡ください。

Q4 求職中で入所した場合、いつまでに就労を開始すればいいですか？

A4 求職中で入所した場合、入所後、認定期間の終了日の2週間前(14日前)までに就労証明書を提出し、入所日から3か月以内に月64時間以上の就労を開始してください。就労が開始されない場合、退所となります。また、就労先が決まるまで、「求職活動実績報告書」を在籍する保育所等をとおして、市に毎月提出してください。

Q5 出産の要件で入所した場合、別の要件で入所の継続はできますか？

A5 できません。出産の要件で入所した場合は、出産予定日の8週前の日の属する月の1日から、出産日の8週後の日の属する月の末日までが入所可能期間となり、この期間終了後は退所となります。この期間終了後も保育を必要とする要件があり、継続して入所したい場合は、再度保育所等の申請をしていただき、利用調整を受ける必要があります。各月の入所申込みの締切日はP11をご確認ください。

Q6 4月1日から復職するため、ならし保育の時間にお迎えに行けません。ならし保育を行なわないことはできますか？

A6 ならし保育は、お子さまが保育所等の生活に慣れるため必ず行います。ならし保育中のお迎えについてはご協力ください。保護者の方以外に祖父母、ファミリーサポート、ベビーシッター等の手立てをお考えください。

Q7 保護者のどちらかが仕事が休みの日に預けることはできますか？

A7 保育所等では、保護者の方が保育できない時間をお子様の預かり時間としています。保護者の方の仕事がお休みの場合は、お子さまもお休みになります。

(1) 一時預かり事業

保護者の仕事や病気、出産、リフレッシュなどで、一時的に保育が必要な場合に保育園を利用できます。利用できる日や時間、利用料金については園ごとに異なります。また、利用料の他に給食費等がかかります。詳細は、直接施設にお問い合わせください。一時預かり事業を行っている事業については、市 HP 該当ページ、かまくら子育てナビきらきらをご参照ください。

【市 HP 該当ページ】

【かまくら子育てナビきらきら】



(2) 病児・病後児保育事業

【病児保育】

子どもが病気の「回復期に至らない場合」であり、当面の症状の急変が認められない場合に子どもを専用スペースで一時的に保育する事業です。

【病後児保育】

子どもが病気回復期にあるが、家庭での看護が困難であり、かつ集団生活（通園、通学）が困難な場合に子どもを専用スペースで一時的に保育する事業です。

下記施設は、病児・病後児どちらのお子様もお預かりしています。

お申込み、空き状況、保育料等の詳細については、施設へ直接お問い合わせください。

施設名	所在地	電話	開設時間	保育年齢
かまくらファミリークリニック 病児保育トコトコ	由比ガ浜2-6-20-202	☎ 38-9009	病児・病後児 8:30~18:00 (土日祝日なし)	6 か月~12歳
naste大船	大船1-7-28 STKビル502	☎ 73-8441	病後児 7:30~18:00 (土日祝日なし) 病児 8:30~18:00 (土日祝日なし)	6 か月~12歳

(3) 休日保育事業

保護者のお仕事等の都合により、日曜日や祝日にご家族でお子さまの保育ができないときは、「休日保育」をご利用ください。

【利用できるお子さま】

離乳食完了後の0歳児から5歳児の「保育の必要性の認定（支給認定）」の2号または3号の認定を受けているお子さまで、保護者の仕事等（就労・就学・職業訓練など）の都合により、休日等の保育が必要となる方。

施設名	所在地	電話	開設時間
山崎保育園	鎌倉市山崎 1148	0467-45-6440	午前8時～午後6時

※利用をされたい場合、事前登録が必要です。詳細は実施施設に直接お問い合わせください。

(1) 上のお子さまが保育所等に在園していて、下のお子さまの入所が決定した場合

既に上のお子様が保育所等に在園しており、育児休業を取得されていて上のお子様が保育短時間認定になっている方については、下のお子様が入所される月に保育標準時間へ変更を行ってください。

なお、教育・保育給付認定変更は毎月1日から変更となります。「支給認定変更申請書」を変更月の前月末日までに入所施設にご提出ください。

(例) 令和6年6月に下のお子様が保育所等に入所が内定した場合

⇒上のお子様は令和6年6月より保育標準時間に変更になるので、令和6年5月末までに教育・保育給付認定変更申請書をご提出ください。

(2) 保育所等に在園していて、産前産後休暇や育児休業を取得する場合

すでにお子様が保育所等に在園しているときに、産前産後休暇及び育児休業を取得する際は、手続きが必要になります。また、育児休業期間中は、原則短い時間での預かりになりますので、教育・保育給付認定を保育短時間に変更してください。

なお、在園のお子様の保育期間は下のお子様が1歳の誕生日まで、また1歳の誕生日を迎える月までに保育所等の入所申込みを行い、入所できなかった場合は、その年度末（3月31日）まで在園可能です。

必要書類及び手続きについては以下の通りです。

産前産後休暇を取得する	「支給認定変更申請書」と、母子健康手帳の表紙の保護者名がわかるページ及び分娩予定日のわかるページのコピーをご提出ください。 認定の期間は、分娩予定日の8週間前の属する月の1日から出産日の8週間後の属する月の末日までです。
育児休業を取得する	育児休業期間が記載された「就労証明書」及び「支給認定変更申請書」をご提出ください。 認定期間は、産後休暇の末日の属する月の翌月1日からです。

なお、教育・保育給付認定変更は毎月1日から変更となります。申請書については、変更月の前月末までに保育課にご提出ください。



生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び市民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化を実施しています。

認可外保育施設に通っている場合も、保育の必要性があり、子育てのための施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)を受けている場合は、利用料の一部が無償化の対象となります。

子育てのための施設等利用給付認定(新2号・新3号認定)の申請の方法については、鎌倉市保育課までお問い合わせください。

【対象者・対象範囲】

	認可保育所等	施設型給付幼稚園・認定こども園		私学助成幼稚園		認可外保育施設
		教育部分	預かり部分	教育部分	預かり部分	
3～5歳児 クラス	○ (2号)	○ (1号)	△ (新2号) (上限 11,300 円)	○ (新1号) (上限 25,700 円)	△ (新2号) (上限 11,300 円)	△ (新2号) (上限 37,000 円)
満3歳児 (3歳にな った日から 最初の3月 31日までに ある子ど も)	—	○ (1号)	×	○	×	—
市民税非課 税世帯の 満3歳児	—	○ (1号)	△ (新3号) (上限 16,300 円)	○ (新1号) (上限 25,700 円)	△ (新3号) (上限 16,300 円)	—
市民税非課 税世帯の 0～2歳児 クラス	○ (3号)	—	—	—	—	△ (新3号) (上限 42,000 円)

○・・・対象、×・・・対象外、△・・・保育の必要性の認定があれば対象

※表に記載されている上限額は、月当たりの上限額です。ただし、実費として徴収される費用(通園送迎費、施設管理費、食材料費、行事費など)は無償化の対象外です。

開設！

かまくら こども相談窓口 きらきら



授乳・おむつ替え
だけの利用もOKです。
どうぞお気軽に
お立ち寄りください。

子育てのこと、家庭のこと、学校のこと、
悩みや不安があるのに、どこに相談したらいいか分からない…
そんな方々の相談窓口を開設しました。
子育てしている方も、お子さん本人でも、ご家族の方も、
ぜひ「きらきら」にお越しください。

どんなお話でもお聞きします

まずゆっくりとお話を聞いたうえで、必要な部署と連携していきます

移動せず、1カ所で相談できます

相談員が窓口に向います。窓口からオンラインでの相談もできます

何度も同じ話をする必要はありません

関連する担当間で情報を共有して、部署の垣根を越えた支援に繋がります
(同意いただいた場合のみ)



【開設時間】 平日 8:30～17:00



授乳室は個室で、
鍵もかけられます



ラウンジでは休憩や
離乳食の持ち込みも



落ち着いて過ごせる、
明るい雰囲気の良い窓口です



キッズスペース、絵本、
おもちゃも揃っています

子育てメディアスポットを移設して、
情報発信コーナーも拡大しました

個室で安心して相談できます
小さなお子さんと一緒に、
ベビーカー・車いすの方も

オンライン
窓口システムも
導入しました

きらきりと
大船支所の窓口から
こどもや子育ての
専門部署につながります。

【つながる先の専門部署】 こども相談課・市民健康課・発達支援室
【相談できる主な内容】
・こどもや子育てに関する相談
・市民健康課への手続きに関する質問（母子健康手帳の交付、予防接種に関する質問など）
・こども相談課への手続きに関する質問（児童手当、小児医療費助成に関する質問など）

お問い合わせ こども支援課 0467-61-3827

※保育所に関する申込み、お問い合わせ、ご相談の場合は、保育課へお越しください。